

〈この会員規約の対象となるカードは以下のカードです〉

■ソフトバンクテレコムカード

年会費は無料となります。

〈カード発行会社〉

## 株式会社イオン銀行

【お問い合わせ】

イオンカードコールセンター(受付時間 9:00~18:00 年中無休)

☎ 0570-071-090(ナビダイヤル:有料)

または043-296-6200(有料)

●お買物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。

本規約に同意されない場合は、カードご利用開始前にカードにハサミを入れ、その旨をご記入頂き、当行宛にご返却下さいませようお願い致します。

# ソフトバンクテレコムカード会員規約

☆カード会員規約の各条項がクレジットカード契約の内容となることを承諾し、入会を申し込みます。なお、入会後であっても、カード会員規約を承諾できない事由が発生した場合は、退会を申し出ることができます。

## I. 共通条項

### 第1条(本人会員および家族会員)

- 1 本人会員とは、本規約およびイオンフィナンシャルサービス株式会社(以下「イオンフィナンシャル」といいます。)の定める保証委託約款を承認のうえ、株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)の入会申込みをした日本国内にお住まいの個人のうち、当行が入会を認めた方をいいます。
- 2 家族会員とは、本人会員が自己の代理人として本規約に基づくカード利用の一切の権限を授与した当該本人会員の日本国内にお住まいの家族のうち、当行が入会を認めた方をいいます(以下本人会員と家族会員をあわせて「会員」といいます。)
- 3 家族会員によるカード利用はすべて本人会員の代理人としての利用となり、当該利用に基づく一切の債務は本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また本人会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に本規約を遵守させるものとし、自らが本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより当行に損害が生じたときは、本人会員がその責任を負うものとします。

### 第2条(カードの貸与と有効期限)

- 1 本規約に定めるカードは、Mastercardブランド機能を有する「Mastercard」、JCBブランド機能を有する「JCBカード」の2種類とします。
- 2 当行は、入会申込時等に本人会員が指定した種類のカードを、本人会員と家族会員のそれぞれ1名につき1枚発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当行に属するものとします。
- 3 会員は、カードを貸与されたときは直ちに、カード裏面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管するものとします。
- 4 カードは、カード券面に表示された会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入等の担保提供をすることはできません。
- 5 会員は、会員番号およびカードの有効期限とその他カードに関する情報(以下、これらを総称して「カード情報」といいます。)を他人に利用させることはできません。
- 6 会員が本条3項、4項または5項の規定に違反し、会員本人以外の者にカードが利用された場合、それにより生ずる支払いについては会員の責任となります。
- 7 有効期限が到来するときその他当行が必要と認めるときにおいて、会員から脱会等の申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合は、有効期限を更新した新しいカード(以下「更新カード」といいます。)を発行し、貸与します。但し、会員の利用状況等により、有効期限を更新し、かつカード番号を再発行するものの更新カードは発行しない場合があります。
- 8 カードの有効期限は当行が指定するものとし、カード券面に表示され、あるいは当行所定のアプリケーション上に表示された月の末日までとします。但し、保有するカードによってはアプリケーション上に表示されない場合があります。
- 9 更新カードが届いた場合は、会員は自らの責任において旧カードの磁気ストライプ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。
- 10 当行は、本人会員が承諾した場合は、更新カード発行時に本条1項に定めるカードの種類を変更したうえで、発行することができるものとします。

①有効期限内におけるカード利用に基づいて生じた一切の支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

### 第3条(暗証番号)

①会員は、当行所定の方法によりカードの暗証番号を登録するものとします。ただし、会員からの申出がない場合、または、会員が申出た暗証番号について当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、会員は当行所定の方法により暗証番号を新たに登録するものとします。

②届出の暗証番号は、他人に容易に推測されないような数字(例えば、「0000」、「1234」および生年月日、電話番号、自宅の番地等)をお避けください。)の組み合わせをご用意いただくとともに、他人に知られることのないよう会員が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

③カード利用にあたり登録された暗証番号が使用されたときは、それが盗用または事故等により他人に使用された場合であっても、それにより生ずる支払いについては会員の責任となります。ただし、当行に責がある場合はこの限りでないものとします。

④会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいカードが届いた場合は、旧カードの磁気ストライプ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

### 第4条(年会費)

会員には当行所定の年会費を第8条①項に定める方法によりお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた年会費は、年度途中で脱会等により会員資格を喪失した場合等においても、返却いたしません。

### 第5条(届出事項の変更)

①会員は、氏名、住所、勤務先、支払口座などの当行への届出事項に変更があるときは、遅滞なく当行所定の方法により変更の手続きを行うものとします。

②会員は、本条①項の変更手続きを怠った場合、当行からの通知または送付書類などが、延着または不到着となっても通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議のないものとします。ただし、変更の通知を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

③会員が本条①項により当行に届出した情報のうち、氏名、住所、勤務先、連絡先などは別途当行が定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に基づき、イオンフィナンシャルも利用します。

### 第6条(カードの紛失・盗難等)

①会員がカードまたはカード情報の紛失、盗難、漏洩もしくは不正取得等(以下「紛失、盗難等」といいます。)により他人にカードを使用した場合であっても、それにより生ずる支払いについては、会員の責任となります。

②前項の場合において、会員が最寄りの警察署および当行に対し、速やかにカードまたはカード情報の紛失、盗難等を連絡するとともに、当行に対し、当行所定の紛失届または盗難届の届出をした場合には、当該届出を受理した日を含めて61日前にさかのぼり、その後発生した損害額について、当行が全額補填します。

③当行は、本条②項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は補填の責を負わないものとします。

④会員の故意または重大な過失に起因する場合

⑤会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行った、または加担した不正利用に起因する場合

⑥戦争、地震等著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難等に起因する場合

⑦本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合

⑧紛失、盗難等が虚偽の場合

⑨紛失、盗難等による第三者の不正利用が会員の責めに帰すべき事由による会員の生年月日、電話番号等個人情報の漏洩に起因する場合

⑩会員が当行の請求する書類を提出しなかった場合、もしくは提出した書類に不実の表示をした場合、または被害調査の協

力をしない場合

⑪カード裏面の署名欄に会員の自署が無い場合

⑫その他会員が本規約に違反したことに起因する場合

④当行は、前各項の規定にかかわらず、カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合には、第3条③項の規定に従うものとします。

### 第7条(カードの再発行)

カードは紛失、盗難、損傷などで当行が必要と認めた場合には再発行する場合があります。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただくことがございます。

### 第8条(お支払い方法及び費用の負担)

①カードショッピングの利用代金(以下「ショッピング利用代金」といい、日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、サービスの受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます。)および手数料ならびにキャッシングサービスの利用代金(以下「キャッシング利用代金」といいます。)および利息、その他本規約に基づく本人会員の当行に対するカード利用代金(以下これらを総称して「カード利用による支払金」といいます。)は、毎月10日(以下「締切日」といいます。)に締切り、翌月の2日(以下「支払日」といい、当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)にお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により翌々月以降の支払日にお支払いいただくことがあります。

②お支払方法は、本人会員があらかじめ指定した預金口座からの口座振替または通常貯金からの自動払込みによるものとします。なお、支払日に口座振替ができなかった場合は、当該支払日の翌日以降任意の日、カード利用による支払金の全額または一部につき再度口座振替がなされるものとします。また、当行が認めた場合は、当行の指定する預金口座への振込等、当行が別途指定する方法で支払うことができるものと、この場合の振込手数料等は本人会員が負担するものとします。

③カード利用による支払金を会員に起因する理由で遅延したとき、当行は、本人会員あてに振込用紙等を送付する場合があります。この場合は、本人会員は当該振込用紙等にて当行所定の金融機関等に入金するものとします。また、本人会員は事務手数料、システム処理料およびその他弁済に係る費用として、当行指定の手数料を、当行に対して別に支払うものとします。(ただし、カード利用による支払金がキャッシング利用代金のみ場合は除きます)なお、手数料については、当行ホームページでの告知、その他当行所定の方法で周知します。また、金融機関等の振込手数料等は原則として本人会員が負担するものとします。

④本人会員は、カード利用または本規約に基づく費用・手数料ならびにそれらに課される消費税その他公租公課を負担するものとします。また消費税その他公租公課が変更される場合は変更後の消費税その他公租公課を負担するものとします。

⑤カード利用による支払金については、本規約に定める方法により算定し、本人会員に電磁的方法により請求明細を提供します。ただし、支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合には、本人会員の届出住所宛に郵送する方法により請求明細を提供します。本人会員は、当該請求明細に記載のカード利用による支払金、残高その他の内容を確認の上、これに異議がある場合は、毎月月末までに当行に申出するものとします。当行は、本人会員から当該異議の申出がない限り、当該請求明細に記載の内容が承認されたものとみなします。

⑥本条⑤項における電磁的方法による請求明細の提供方法は、以下のとおりとします。

①当行は、電磁的方法による請求明細の提供として、当行所定の日までに当行所定のサーバー内に会員の請求明細のデータ(ポータブル・ドキュメント・フォーマット(PDF)のファイル記録の方式)を記録し、本人会員が当行所定のWebサイトを通じて当該サーバーにアクセスする方法で閲覧できるようにします。

⑩本人会員は、当行所定のWebサイトから請求明細を閲覧し、その内容を確認するものとします。また本人会員は、システムメンテナンスによる請求明細の閲覧の停止、その他の事情により請求明細の確認ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

⑦本条⑤項において当行が電磁的方法により請求明細を提供している本人会員が、郵送による請求明細の提供を希望する場合は、当行が別途定める「ご請求明細書の郵送に関する特約」を承認のうえ、当行所定の方法により登録を行うものとします。なお、郵送による請求明細の提供の中止を希望する場合には当行所定の方法により当行に申出るものとします。

⑧本条⑤項において当行が郵送により請求明細を提供している本人会員が、電磁的方法による請求明細の提供を希望する場合は、当行が別途定める「Web明細（環境宣言）利用特約」を承認のうえ、当行所定の方法により利用登録を行うものとします。

⑨本人会員は、当行による請求明細提供後、郵送による請求明細の提供を希望する場合は、当行が別途定める「ご請求明細書の郵送に関する特約」を承認のうえ、当行所定の方法により申請を行うものとします。

⑩本人会員は、当行がカード利用による支払金に係る債権を金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡したカード利用による支払金に係る債権を再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

⑪当行は、次の各号に定める場合には、当該各号に掲げる範囲内において、本人会員による当行の普通預金口座からの預金支払い等の取引を停止する場合があります。

①本人会員がカード利用による支払金の支払いを遅延した場合  
当該支払金

②本人会員が第12条①項各号または②項各号に該当する場合  
期限の利益の喪失により当行が請求できる金額

#### 第9条(充当方法等)

①本人会員の弁済した金額が本規約に基づき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁にかかわる債務については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

②本人会員の弁済した金額が本規約に基づき当行に対して負担する一切の債務の金額を超える場合、当行は当行所定の時期に第8条に定める本人会員があらかじめ指定した預金口座等へ当該超過金額を振込入金する等の方法により精算することができるものとします。なお、当該超過金額に利息は付されないものとし、本人会員は当行に対し当該超過金額に対する利息の支払いを請求しないものとします。

#### 第10条(カードの利用可能枠)

①ショッピング利用代金およびキャッシング利用代金の未決済合計額は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当行が定めた金額以内とし、この金額を「カード利用可能枠」とします。また当行は、「カード利用可能枠」の範囲内で、ショッピングに関する未決済額の上限(以下「ショッピング利用可能枠」といいます。)とキャッシングに関する未決済額の上限(以下「キャッシング利用可能枠」といいます。)を定めます。なお、ショッピングに関しては、「カード利用可能枠」からキャッシング利用代金の未決済額を減算した金額までご利用が可能なものとなります。

②当行は、「ショッピング利用可能枠」および割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」の範囲内で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割賦取引」といいます。)の利用可能枠(以下「割賦利用可能枠」といいます。)を定めます。会員は、ショッピングに関する二回払い・ボーナス一括払い・ボーナス二回払い・リボルビング払いおよび分割払いその他の割賦取引をする場合、未決済合計額が「割賦利用可能枠」を超えてはならないものとします。

③本条①項および②項に定める「カード利用可能枠」、「ショッピング利用可能枠」、「割賦利用可能枠」、「キャッシング利用可能枠」の与信期間は入会日から1年間とします。ただし期間満了日の前日まで当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはこの期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。

④「カード利用可能枠」、「ショッピング利用可能枠」、「割賦利用可能枠」、「キャッシング利用可能枠」については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案して増額することができ、また必要と認められた場合はこれを減額することができるものとします。ただし、増額について、会員から希望しないとの申出があった場合は、この限りではありません。

⑤会員は、当行が承認した場合を除き、本条①項および②項の「カード利用可能枠」、「ショッピング利用可能枠」、「割賦利用可能枠」、「キャッシング利用可能枠」のいずれかを超過してカードを利用してはならないものとします。万一、当行の承認を得ずにこれらいずれかの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、その利用可能枠を超えた金額は、当行からの請求により一括して直ちにお支払いいただきます。

⑥本人会員が当行の発行するカードを本人会員として複数所有している場合、これら複数のカード全体における「カード利用可能枠」、「ショッピング利用可能枠」、「割賦利用可能枠」、「キャッシング利用可能枠」は、各カードごとに定められたこれらの利用可能枠のうち、最も高い額が適用されるものとします。

#### 第11条(脱会・使用停止・会員資格の喪失等)

①会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするときにカードを返却またはカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ、破棄するものとします。その上で、当行が当該会員に係る脱会の手続を終了した時点で、当該会員は、会員資格を喪失するものとします。

②本人会員は、脱会その他の事由により会員資格を喪失した後も、カード利用にかかる支払金については、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。

③会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、当行は会員に通知することなく、カードの利用停止または会員の資格を喪失させることができるものとします。この場合、加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

①入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をしたとき  
②第12条に該当するとき

③信用情報機関の情報等により、本人会員の信用状況が著しく悪化または悪化の恐れがあると当行が判断したとき

④カード利用状況が適当でないとき当行が判断したとき

⑤会員の責めに帰すべき事由により会員の住所が不明となり、当行が会員への通知・連絡について不能と判断したとき

⑥第14条①項または②項の規定に違反している、または違反している疑いがあるとき当行が判断したとき

⑦本規約のいずれかに違反したとき

⑧その他当行が会員として不適格と判断したとき

④本人会員が会員資格を喪失したときには、同時に、家族会員も会員資格を喪失します。また本人会員が当行所定の届出により、家族会員のカード利用の中止を申出た場合は、その申出をもって当該家族会員の脱会の届出がなされたものとし、当行において当該脱会の手続が終了した時点で、当該家族会員は会員資格を喪失するものとします。

⑤会員が死亡した場合は、当然に会員資格を喪失するものとします。

⑥本条④項に基づき当行が会員にカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。

⑦会員が、当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次のいずれかに該当する行為その他当該従業員的安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含みます)、当行は会員に通知することなく、会員の資格を喪失させることができるものとします。この場合、加盟店に当該会員のカードが無効となった旨を通知することがあります。

- ①暴力、威嚇、脅迫、強要等
- ②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為、その他人格を攻撃する言動
- ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
- ④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
- ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等

#### 第12条(期限の利益の喪失)

①本人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。ただし、①の場合において、当行が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われないものとします。

- ①支払日にカード利用による支払金を1回でも遅延したとき。ただし、第24条に定める二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、分割払いの分割支払金、またはリボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
- ②イオンフィナンシャルから保証の中止または解約の申出があったとき
- ③破産手続き開始または民事再生手続き開始の申出があったとき
- ④自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払いを停止したとき
- ⑤本人会員が仮差押、保全差押、差押または仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき
- ⑥行方不明となり、当行から宛てた通知が届出住所に到達しなくなったとき
- ⑦当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をしたとき

②本人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当行の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。

- ①第24条に定める二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、分割払い、またはリボルビング払いにより利用した商品の購入(業務提供誘引販売個人契約を除く)が会員にとって営業のためもしくは営業として行われた行為となる場合で、本人会員が分割支払金または弁済金の支払いを1回でも遅延したとき
- ②本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合
- ③会員が当行の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
- ④前各号のほか信用状態に著しい変化が生じるなど当行に対する未払債務(遅延損害金を含みます。)の返済ができなくなる恐れがあるとき
- ⑤①のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、会員が分割支払金、または弁済金の支払いを1回でも遅延したとき

③本条②項の場合において、本人会員が住所変更の届出を怠る、あるいは本人会員が当行からの請求を受領しないなど、本人会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

#### 第13条(当行からの相殺)

①当行は、本人会員が当行に対して負担する利用代金、利息、手数料、遅延損害金等の本規約に基づく一切の債務と預金その他当行が本人会員に対して負担する一切の債務とを、本人会員が当行に対して負担する債務の期限のいかにかわからず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

②本条①項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率につい

ては預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

#### 第14条(反社会的勢力の排除)

①会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他他前各号に準ずる行為

③本人会員は、本人会員または家族会員が暴力団員等もしくは本条①項各号のいずれかに該当し、もしくは本条②項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または会員が本条①項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当行から請求があり次第、当行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

④本条③項の場合において、本人会員が住所変更の届出を怠る、あるいは本人会員が当行からの請求を受領しないなど、本人会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

⑤本条③項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、会員は当行になんらの請求をしないものとします。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

#### 第15条(カード事務の委託)

①会員は、当行が本規約に基づくカードに関する事務(与信事務(与信判断を除きます。)、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)をイオンフィナンシャルに委託することに同意するものとします。

②会員は、本条①項のカードに関する事務の委託に伴い、イオンフィナンシャルが当行に代わって会員に対し連絡する場合があることに同意するものとします。

#### 第16条(債務保証の取得)

会員は、利用代金、利息、手数料、遅延損害金等の本規約に基づく一切の債務(年会費、再発行手数料等の一部の債務は除きます。)について、イオンフィナンシャルの保証を得るものとし、イオンフィナンシャルが保証債務を履行した場合には、イオンフィナンシャルが求償権等行使することをあらかじめ承じます。

#### 第17条(規約の変更)

①当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本規約を変更することができます。

- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき
- ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

②本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を

当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。

- ③当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

#### 第18条（日本国外の利用代金の円貨換算）

日本国外における「Mastercard」、「JCBカード」の利用代金の円貨換算は、外貨額をマスターカードインターナショナルインコーポレイテッド、株式会社ジェーシービーの決済センターにおいて決済された時点での所定のレートで円貨に換算されるものとします。ただし、ショッピング利用料金については、所定のレートに当行所定の海外取引関係処理経費を加えたレートで円貨に換算されるものとします。

#### 第19条（準拠法）

会員と当行との本規約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

#### 第20条（外国為替および外国貿易に関する諸法令などの適用）

日本国外でカードを利用する場合、会員は外国為替および外国貿易管理に関する諸法令などに従うものとします。

#### 第21条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地または当行の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### II. 取引時確認に関する条項

#### 第22条（犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の同意）

本人会員は、当行から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき取引時確認（本人特定事項等確認）を求められることに関して、以下の内容に同意するものとします。

- ①当行から運転免許証等の公的証明書または、その写し（以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。）の提示・提出を求められたときは、これに協力すること
- ②提示・提出した本人確認書類は当行がその内容を確認し、取引時確認に関する記録簿を作成すること
- ③当行は当行と取引時確認に関する契約を締結した関連企業および提携企業に対して②に規定される記録簿の情報を提供する場合があること
- ④当行は当行と提携する金融機関、提携企業に対して取引時確認業務を委託する場合があること
- ⑤提出した本人確認書類は、当行が認めた場合を除き返却されないこと
- ⑥取引時確認業務にご協力いただけないときは当行は入会をお断りし、あるいはカードの利用をお断りすること
- ⑦犯罪収益移転防止法に規定する国家元首、重要な地位を占める者もしくはこれらの者であった者またはその者の家族に該当する場合または該当することとなった場合は、当行所定の方法により遅滞なく届出をすること

### III. カードショッピング条項

#### 第23条（カードショッピングの利用）

①会員は、国内のイオンフィナンシャルと契約した店舗および諸施設ならびに第2条①項に定めるカードの種類に応じて次に掲げる加盟店の店舗および諸施設（以下これらの店舗および諸施設を総称して「加盟店」といいます。）でカードを提示し、所定の売上

票にカードと同一の自己の署名をすることにより、商品の購入やサービスの提供などを受けることができます。なお、売上票などへの署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作するなど所定の手続きにより、売上票への署名を省略することができるものとします。

Mastercard：国内外のマスターカードインターナショナルインコーポレイテッドに加盟したクレジット会社、金融機関と契約した加盟店

JCB：国内外の株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの提携会社と契約した加盟店

- ②会員は、通信販売等カード情報を通知することでカードを利用する場合には、当行所定の方法によるものとし、カードの提示、署名などを省略することができるものとします。
- ③会員は、カード利用により購入した商品や提供を受けたサービス等（以下「商品等」といいます。）の価格（税込）から、頭金を除いた額（以下「利用代金」といいます。）を加盟店に立替払いすることを当行に委託するものとします。ただし、一部の加盟店においては、立替払いではなく、当行が商品等の利用代金債権を譲り受けることをあらかじめ承諾し、当該譲受債権に関する加盟店に対して有する無効、取消しおよび解除の抗弁事由ならびに相殺の抗弁その他の抗弁事由（ただし、第28条①項は除きます。）をもって、当行に対して主張しないものとします。
- ④カードの利用に際しては、当行の承認が必要となります。なお、当行は、利用代金、一部の購入商品（貴金属・金券類等）・権利や提供を受けるサービスによってはカードの利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。
- ⑤会員は、現行紙幣・貨物の購入にカードを利用する等、ショッピング利用可能枠を現金化する目的でカードを利用することやインターネット等による海外ギャンブル取引においてカードを利用することはできません。
- ⑥当行は、悪用被害を回避するため当行が必要と認めた場合、カード利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。また、加盟店に対し会員のカード利用時に取引時確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこの調査に協力するものとし、また当行は、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。
- ⑦会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、カード情報が変更されもしくは会員資格喪失等によりカードが利用できなくなったときには、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとし、別途当行から指示がある場合にはこれに従うものとします。ただし、カード機能変更等で会員番号が変更になった場合、当行が必要または適当と認めたときには、当行が加盟店に対し新しいカード情報を通知する場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
- ⑧カードの券面に本人会員、もしくは家族会員氏名、会員番号、ならびにカードの有効期限を記載しますが、一部のカードではカード券面に凹凸をつけず刻印することがあります。この場合、当該カードをインプリンター加盟店（カード券面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用できないことがあります。

#### 第24条（利用代金の支払方法）

- ①会員は、カードのご利用の都度、利用代金の支払方法として、一回払い・二回払い・ボーナス一括払い・ボーナス二回払い・リボルビング払い・分割払いのいずれかを選択するものとします。ただし、一回払い以外の支払方法については、一部の加盟店で利用できない場合があります。
- ②会員が日本国外でカードを利用した場合は、本条①項の規定にかかわらず、その支払方法は原則として一回払いになるものとします。
- ③本人会員は、本条①項の各支払方法の利用代金および手数料を以下のとおり支払うものとします。
  - ①一回払い：締切日の翌月の支払日に利用代金全額を一括して

お支払いいただきます。手数料はかかりません。

㊸二回払い：利用代金(現金価格)の半額(分割支払金。端数は初回分に算入)をそれぞれ締切日の翌月の支払日と翌々月の支払日にお支払いいただきます。手数料はかかりません。

㊹ボーナス一括払い：ボーナス月(冬季1月、夏季7月、8月、9月のうち会員が指定した月。ただし一部の加盟店においては指定できない場合があります。)の支払日に利用代金(現金価格)全額を一括してお支払いいただきます。手数料はかかりません。

㊺ボーナス二回払い：利用代金(現金価格)と分割払手数料を合算した額の半額(分割支払金。端数は初回分に算入)をそれぞれボーナス月(冬季1月、夏季8月)の支払日にお支払いいただきます。分割払手数料は利用代金(現金価格)に3.0%を乗じた額とします。

利用期間	支払月		支払期間(ヶ月)	実質年率(%)
11月21日～6月20日	8月	1月	7～14	3.32～9.17
6月21日～11月20日	1月	8月	9～14	3.64～7.35

支払回数(回)	利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)
2	3.00

支払総額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

利用代金(現金価格)10万円の場合  
 分割払手数料  $100,000円 \times (3.0円/100円) = 3,000円$   
 支払総額  $100,000円 + 3,000円 = 103,000円$   
 分割支払金  $103,000円 \div 2回 = 51,500円$

㊻リボルビング払い

〈お支払額(元金)〉

- 申込時に選択された支払コースに応じて、カード利用があったときの締切日残高により定められた下記別表のお支払額を元金としてお支払いいただきます。
- カードの新たなご利用がない月は、前月と同額のお支払額をお支払いいただきます。残高がお支払額に満たない場合は、その残高をお支払いいただきます。

〈包括信用購入あっせんの手数料〉

- 初回の包括信用購入あっせんの手数料は、締切日翌日から支払日までの日割計算(1年を365日とします。)とし、次回以降は、支払日の翌日から翌支払日までの月利計算とします。
- 料率は、実質年率15.0%です。ただし、料率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。なお、変更後の料率は第17条の規定にかかわらず、その適用日から利用残高全額に適用されるものとします。

リボルビング払いのお支払額算出表

ご利用のあったときの 締切日残高	月々のお支払額(元金)			
	基本	その他		
	Sコース (実質年率 15.0%)	Aコース (実質年率 15.0%)	Bコース (実質年率 15.0%)	Cコース (実質年率 15.0%)
1円～100,000円	2,000円	5,000円	7,500円	10,000円
100,001円～150,000円	5,000円	7,500円	10,000円	15,000円
150,001円～200,000円		10,000円	15,000円	20,000円
200,001円～300,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
300,001円～400,000円		20,000円	25,000円	40,000円
400,001円～500,000円		25,000円	30,000円	50,000円
500,001円～600,000円	15,000円	30,000円	40,000円	60,000円
600,001円～700,000円		35,000円	45,000円	70,000円
700,001円以上		40,000円	50,000円	80,000円

弁済金の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

(支払いコースがCコースで8月11日から9月10日までに10万円ご利用された場合)

(1)10月2日の弁済金

締切日残高 100,000円  
 元金充当分 10,000円(リボルビング払いのお支払額算出表より)  
 包括信用購入あっせんの手数料充当分  $100,000円 \times 15.0\% \times 22日 \div 365日 = 904円$

弁済金  $10,000円 + 904円 = 10,904円$

※ご利用日から初回の締切日までは手数料がかかりません。

(2)11月2日の弁済金

締切日残高 90,000円  
 元金充当分 10,000円(リボルビング払いのお支払額算出表より)  
 包括信用購入あっせんの手数料充当分  $90,000円 \times 15.0\% \div 12ヶ月 = 1,125円$

弁済金  $10,000円 + 1,125円 = 11,125円$

〈ボーナス併用払い〉

本人会員が希望する場合は、ボーナス月(冬季1月、夏季7月、8月、9月のうち会員が指定した月。ただし一部の加盟店においては指定できない場合があります。)にご指定額(1,000円単位)を追加してお支払いいただけます。

〈リボ払いお支払い額増額〉

本人会員が希望する場合は、当行所定のお支払額を超える限りにおいて月々のお支払金額(1,000円単位)を設定いただくことができます。なお、当行所定のお支払額が設定いただいた金額を超えるときは、当行所定のお支払額をお支払いいただきます。また、当該設定は本人会員から解除の申出がなく、かつ当行が適当と認める間は継続されるものとします。

〈お支払方法の変更サービス〉

お支払方法の変更を申出られ、当行が認めた場合は締切日現在の一回払い分およびボーナス一括払い分をリボルビング払いに変更することができます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく弁済金は締切日の残高および変更した一回払い分およびボーナス一括払い分の合計額を基礎として計算します。

〈リボ払い事前登録サービス〉

本条①項によらず、会員が事前に申出て当行が適当と認めた場合、日本国内、国外全てにおける加盟店でのショッピング利用代金のお支払いを、当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合、会員がカード利用の際に一回払い、ボーナス一括払いを選択しても当該ショッピング利用代金の支払区分はリボルビング払いになるものとします。

㊼分割払い

- 締切日の翌月の支払日より利用代金(現金価格)に分割払手数料を加算した金額(支払総額)を均等分割した金額(分割支払金)をお支払いいただきます。支払回数、分割払手数料の料率(実質年率)は下記表に基づくものとし、加盟店により①～③のいずれかになります。

①分割払いの支払回数、支払期間と分割払手数料算出表

支払回数	3	5	6	10	12	15	18
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18
分割払手数料率(実質年率(%))	9.69	10.73	11.02	11.61	11.76	11.88	11.95
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	1.62	2.70	3.24	5.40	6.48	8.10	9.72
支払回数	20	24	30	36	42	48	60
支払期間(ヶ月)	20	24	30	36	42	48	60
分割払手数料率(実質年率(%))	11.97	11.98	11.97	11.92	11.86	11.79	11.65
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	10.80	12.96	16.20	19.44	22.68	25.92	32.40

支払総額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

利用代金(現金価格)10万円、10回払いの場合  
 分割払手数料 100,000円×(5.4円/100円)=5,400円  
 支払総額 100,000円+5,400円=105,400円  
 分割支払金 105,400円÷10回=10,540円

### ②分割払いの支払回数、支払期間と分割払手数料算出表

支払回数	3	5	6	10	12	15	18
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18
分割払手数料率(実質年率(%))	9.87	10.94	11.23	11.83	11.97	12.09	12.16
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	1.65	2.75	3.30	5.50	6.60	8.25	9.90

支払回数	20	24	30	36	42	48	60
支払期間(ヶ月)	20	24	30	36	42	48	60
分割払手数料率(実質年率(%))	12.19	12.20	12.19	12.14	12.07	12.00	11.85
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	11.00	13.20	16.50	19.80	23.10	26.40	33.00

支払総額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

利用代金(現金価格)10万円、10回払いの場合  
 分割払手数料 100,000円×(5.5円/100円)=5,500円  
 支払総額 100,000円+5,500円=105,500円  
 分割支払金 105,500円÷10回=10,550円

### ③分割払いの支払回数、支払期間と分割払手数料算出表

支払回数	3	5	6	10	12	15	18
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18
分割払手数料率(実質年率(%))	10.05	11.13	11.43	12.04	12.19	12.31	12.38
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	1.68	2.80	3.36	5.60	6.72	8.40	10.08

支払回数	20	24	30	36	42	48	60
支払期間(ヶ月)	20	24	30	36	42	48	60
分割払手数料率(実質年率(%))	12.40	12.42	12.39	12.34	12.28	12.20	12.04
利用代金100円当たりの分割払手数料の額(円)	11.20	13.44	16.80	20.16	23.52	26.88	33.60

支払総額の具体的算定例は、下記のとおりとなります。

利用代金(現金価格)10万円、10回払いの場合  
 分割払手数料 100,000円×(5.6円/100円)=5,600円  
 支払総額 100,000円+5,600円=105,600円  
 分割支払金 105,600円÷10回=10,560円

- b. 原則として、分割支払金は3,000円以上とします。ボーナス併用分割払いのボーナス月(冬季1月、夏季7月、8月、9月のうち会員が指定した月。ただし一部の加盟店においては指定できない場合があります。)に加算金額を毎月の均等支払額に加算して支払うものとします。また、ボーナス月の加算総額は、利用代金(現金価格)の50%以内としボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス月の加算金額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)とします。この場合、分割払手数料率(実質年率)は上記表と異なる場合があります。

c. 分割払手数料率(実質年率)は金融情勢の変化などにより変更することがあります。

- ④締切日翌日以降に返品される場合は、原則として未払い債務と相殺するものとします。

### 第25条(商品の所有権)

本人会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当

該商品にかかわる債務が弁済されるまで、当行に留保されることを認めるものとします。

### 第26条(遅延損害金)

- ①本人会員が、ショッピング利用代金の支払いを遅滞したときは、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該利用代金の支払方法が一回払い・リボルビング払い以外の支払方法である場合には、当該遅延損害金は、当該利用にかかる残存債務に対し、割賦販売法第30条の3第2項に定める法定利率を超えないものとします。

- ②本人会員が、ショッピング利用代金の債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、一回払い・リボルビング払いにかかる残存債務については当該債務に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を、二回払い・ボーナス一括払い・ボーナス二回払い・分割払いにかかる残存債務については当該債務に対して割賦販売法第30条の3第2項に定める法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第27条(見本・カタログなどと現物との相違による売買契約の解除など)

会員は、見本・カタログなどにより商品等の購入を申込みした場合において、引渡された商品等が見本・カタログなどと相違している場合は、加盟店に対し商品等の交換を申出るかまたは売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、会員は速やかに当行に対し、その旨を通知するものとします。

### 第28条(支払い停止の抗弁)

- ①本人会員は、次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消するまでの間、その事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。

- ①商品の引渡し、権利の移転またはサービスの提供がなされないこと  
 ②商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)があること  
 ③その他商品の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること

- ②当行は、本人会員が本条①項の支払停止を行う旨を当行に申出たときには、直ちに所定の手続をとるものとします。

- ③本人会員は、本条②項の申出をするときは、あらかじめ本条①項各号の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

- ④本人会員は、本条②項の申出をしたときは、速やかに本条①項各号の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当行に提出するよう努めるものとします。また、当行が上記の事由について調査する必要があるときには、会員はその調査に協力するものとします。

- ⑤本条①項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

- ①売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき  
 ②支払方法が一回払いであるとき  
 ③支払方法がリボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。また支払方法が二回払い・ボーナス一括払い・ボーナス二回払いまたは分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき

- ④本人会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき  
 ⑤本条①項①②③の事由が会員の責に帰すべきとき

### 第29条(早期完済および一部繰上返済)

- ①本人会員は、当行所定の方法によりショッピング利用代金の全部または一部を支払日前にお支払いいただくことができます。

- ②分割払いの場合において、本人会員が分割支払金の支払いを約定どおり履行し、かつ約定支払期間の途中で残存債務を一括して支払った場合、本人会員は当行所定の計算方法(78分法またはそれに準ずる計算方法)により算出された期限未到来の分割

払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できるものとします。

- ③ 本人会員は、当行が適当と認めた場合には、当行の指定する現金自動預け払い機(ATM)からリボルビング払いの利用代金の一部を1,000円以上1,000円単位で支払日前に支払うことができます。
- ④ 本人会員が本条③項の一部繰上返済をした場合、当行は当該返済金の全額を元金に充当するものとします。
- ⑤ 本条③項の一部繰上返済は、時期により次回支払日の弁済金についてはご返済いただけない場合があります。この場合、当該弁済金は約定どおり第8条に定める本人会員があらかじめ指定した預金口座等からお支払いいただきます。

#### IV. キャッシングサービス条項

##### 第30条(キャッシングサービスの利用)

- ① 会員は、次のいずれかの方法によりキャッシングサービスを受けることができます。
  - ① 会員が当行所定の現金自動貸付機(CD)および現金自動預け払い機(ATM)で、あらかじめ当行に届けた暗証番号を入力し当行所定の方法により申込手続きをした場合
  - ② 会員が当行の指定する窓口でカードを提示することにより当行所定の申込手続きをした場合
  - ③ 会員が当行の指定する窓口で電話やインターネットで当行所定の申込手続きをした場合
  - ④ マスターカードインターナショナルインコーポレイテッド、株式会社ジェーシーピーと提携した日本国外の取引金融機関などで当行所定の申込手続きをした場合
  - ⑤ その他当行所定の方法により申込手続きをした場合
- ② キャッシングサービスのご利用は、当行が認めた会員のみとし、キャッシング利用可能枠内でご利用いただけるものとします。

##### 第31条(借入金および利息の返済)

- ① 借入金および利息の返済方法は、原則としてリボルビング払いによるものとします。ただし、日本国内における当行および当行が指定した金融機関の現金自動預け払い機(ATM)において第30条①項④または⑤に規定する申込手続きをした場合は、リボルビング払いまたは一回払いのどちらかを選択できるものとします。なお、リボルビング払いでご利用いただいた場合、返済期間は最長で57ヶ月、返済回数は最大で57回となります。
- ② リボルビング払いでご利用された場合は、締切日の翌月の支払日より以下のとおりご返済いただきます。
  - ① キャッシングご利用があったときの締切日残高により定められた下記別表の金額をご返済いただきます。

##### リボルビング払いのお支払規定額算出表

ご利用のあったときの締切日残高	月々のお支払規定額
1円～ 100,000円	3,000円
100,001円～ 200,000円	6,000円
200,001円～ 300,000円	8,000円
300,001円～ 500,000円	15,000円
500,001円～ 700,000円	20,000円
700,001円～ 900,000円	25,000円
900,001円～1,000,000円	30,000円

- ③ キャッシングの新たなご利用がない場合は、前月と同額のお支払規定額をご返済いただきます。また、残高に利息を加算した金額がお支払規定額に満たない場合は残高全額および利息をご返済いただきます。
- ④ 本人会員が希望する場合は、当行所定のお支払規定額を超える限りにおいて月々のお支払金額(1,000円単位)をご指定いただくことができます。なお、当行所定のお支払規定額をご指定い

ただいた金額を超えるときは、当行所定のお支払規定額をご返済いただきます。また、当該設定は本人会員から解除の申出がなく、かつ当行が適当と認める間は継続されるものとします。

- ③ 一回払いでご利用された場合は、締切日の翌月の支払日に借入金および利息を一括してご返済いただきます。
- ④ 利息は、ご利用日翌日からご返済日までの借入金に対して実質年率7.8%～18.0%の割合を乗じた金額とします(1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年は366日とします。)。ただし、第2回目以降の返済日の利息については、前回返済日の翌日から当該返済日までの日数に応じた日割計算による金額とします。
- ⑤ 利率は、金融情勢等の変化などにより変更されることがあります。なお、変更後の利率は第17条の規定にかかわらず、変更日以降に利用された借入金に対して適用されるものとし、変更日前に利用された借入金に対しては変更前の利率が継続して適用されるものとします。
- ⑥ 第30条①項①の方法でキャッシングサービスをご利用された場合は、当行が金融機関に振込手続きを行った日をご利用日とします。なお、振込先は第8条に定める本人会員があらかじめ指定した金融機関の口座とします。
- ⑦ 第30条①項②の方法でキャッシングサービスをご利用された場合および第33条②項に定める一部繰上返済をされた場合のATM等の利用料は本人会員が負担するものとし、第1回返済日に借入金および利息と併せてご返済いただきます。
- ⑧ 本条⑦項に定めるATM等の利用料は、法令の範囲内で当行が別途定める金額とします。

##### 第32条(遅延損害金)

本人会員が、キャッシング利用代金の返済を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該返済金の元金部分に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで残存債務の元金部分に対し、年20.0%(1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年は366日とします。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

##### 第33条(早期完済および一部繰上返済の場合の特例)

- ① 本人会員は、当行所定の方法によりキャッシングサービス利用代金の全部または一部を支払日前にご返済いただくことができます。
- ② 本人会員は、当行が適当と認めた場合には、当行の指定する現金自動預け払い機(ATM)からリボルビング払いの利用代金の一部を1,000円以上1,000円単位で支払日前に支払うことができます。
- ③ 本人会員が本条②項の一部繰上返済をした場合、当行は当該返済金の全額を元金に充当するものとし、本人会員は次回以降の支払日に、残元金に応じて日割計算した利息を支払うものとします。
- ④ 本条②項の一部繰上返済は、時期により次回支払日の返済金についてはご返済いただけない場合があります。この場合、当該返済金は約定どおり第8条に定める本人会員があらかじめ指定した預金口座等からお支払いいただきます。

##### 第34条(収入証明書の提出)

本人会員は、当行から源泉徴収票等の収入、または収益その他資力を明らかにする書面(以下「収入証明書」といいます。)の提供を求められることに関して、以下の内容に同意するものとします。

- ① 当行から収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること
- ② 提出した収入証明書は当行がその内容を確認し、返済能力の調査に使用すること
- ③ 提出した収入証明書は当行で保管するため返却されないこと
- ④ 収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただけても当該書面の内容および返済能力の調査結果によっては、当行がキャッシングサービスの利用を停止する場合があること、またはキャッシング利用可能

## V. ETC専用カード利用規約

### 第1条(本規約の主旨)

本規約は、会員(第3条にて定義します。以下本条にて同じ。)がETC専用カードを利用する場合について定めたものです。会員は本規約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程・ETCシステム利用規程実施細則および関係法令を遵守するものとします。

### 第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- ①「ETC専用カード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払い等のためのカードをいいます。
- ②「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等の道路整備特別措置法に基づく道路管理者のうち、イオンフィナンシャルサービス株式会社がクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者をいいます。
- ③「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所等において、ETCカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金等を自動収受するシステムをいいます。
- ④「ETCカード」とは車載器に挿入して車載器を動作し、通行料金支払い等に必要情報を記録するカードをいいます。
- ⑤「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用の為車両に設置する通信を行うための装置をいいます。
- ⑥「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所等のETC車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置のことをいいます。

### 第3条(ETC専用カードの貸与と取扱い)

- ①株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)は、当行の発行するクレジットカードを保有する方のうち当行所定の方法によりETC専用カード発行のお申込を行い、当行が適当と認められた方(以下「会員」といいます。)に、当行が発行したクレジットカード(以下「親カード」といいます。)に追加してETC専用カードを発行し貸与します。ETC専用カードを発行された会員は、ETCシステムにおいては親カードの決済機能を利用することができます。
- ②ETC専用カードの所有権は当行にあり、会員はETC専用カードを他人に貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用はできません。会員規約または本規約の定めにより当行がETC専用カードの返却を求めた場合、会員はそれに応じるものとします。
- ③本条②項に違反し、第三者によるETC専用カードの使用が発生したことによる損害は、すべて会員の負担となります。

### 第4条(ETC専用カードの利用方法)

- ①会員は、道路事業者所定の料金所等において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過すること等により、ETC専用カードでの通行料金等支払いができるものとします。
- ②会員は本条①項の規定にかかわらず、道路事業者所定の料金所等において、ETC専用カードを提示して通行料金等の支払いを行うことができます。
- ③ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETCシステム利用規程・ETCシステム利用規程実施細則等の定めによるものとします。
- ④会員はETC専用カードをETCシステムにおいて、通行料金支払い以外のサービス支払いに利用することができる場合があります。この場合、会員は、本規約およびサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従い、ETC専用カードを利用するものとします。

### 第5条(ETC専用カード利用代金の支払い方法および利用可能枠)

- ①ETC専用カード利用代金の支払い方法は一回払いに限るものとし、会員規約に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。
- ②当行の利用代金の請求は、道路事業者の請求データに基づきます。万一、道路事業者の請求データに疑義がある場合は会員と道路事業者間で解決し、当行への支払い義務は免れないものとします。

- ③ETC専用カードの利用可能枠は、親カードの利用残高と合算して、当行が審査し決定した枠の範囲内とします。

### 第6条(ETC専用カードの利用・貸与の停止)

- ①会員が本規約もしくは会員規約に違反した場合、ETC専用カードもしくは親カードの利用状況が不適切な場合、親カードの有効期限が更新されなかった場合、当行は会員に通知することなく親カードまたはETC専用カードもしくは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約第11条の条項に定める措置をとることができるものとします。

- ②会員が親カードを脱会する場合は、ETC専用カードも自動的に利用停止となるものとします。

### 第7条(ETC専用カードの紛失・盗難等)

- ①会員が、ETC専用カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、ETC専用カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当行にお届けいただきます。
- ②ETC専用カードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、会員規約第6条の条項によります。
- ③ETC専用カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について重大な過失があったものとみなします。

### 第8条(ETC専用カードの再発行)

ETC専用カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合、会員が当行所定の手続きをとり、当行が再審査の上認められた場合にのみカードを再発行するものとします。

### 第9条(ETC専用カードの有効期限)

- ①ETC専用カードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETC専用カード表面に表示された月の末日までとなります。
- ②当行は、ETC専用カードの有効期限までに脱会の申し出がなく、かつ当行が引き続き会員として認めた場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を貸与します。
- ③会員は、更新カードの送付を受けたときは、当行が特に指定した場合を除き、旧カードの利用期限の有無にかかわらず、会員の責任において、ICチップ部分を切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- ④ETC専用カードの有効期限前におけるETC専用カード利用に基づく債務の支払いについては、有効期限経過後も会員規約および本規約を適用するものとします。

### 第10条(カード会社の免責)

当行はETC専用カード利用代金の決済に関する事項を除いて、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

### 第11条(規約の変更)

- ①当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本規約を変更することができます。
  - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
  - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- ②本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。
- ③当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法(必要がある時に

はその他適切な方法を含みます。)により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にETC専用カードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

#### 第12条(情報の開示)

会員は、当行が妥当と判断した場合に、道路事業者に対し、必要な範囲で会員の情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第13条(その他)

本規約に定めのない事項については、会員規約の定めによるものとします。

## VI. イオンETCゲート車両損傷お見舞金規定

#### 第1条(目的)

本規定は株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)がETCカードを利用するカード会員を対象に運営する「イオンETCゲート車両損傷お見舞金規定」の取り扱いについて定めます。

#### 第2条(用語の定義)

本規定において、次に掲げる用語は当該各号の定義に従うものとします。

##### ①「ETCカード」

当行からカード会員に貸与する「ETC専用カード」または「ETC一体型カード」

##### ②「補償対象者」

カード会員のうちETCカードを所持する本人会員および家族会員

##### ③「補償対象自動車」

次の①から④のいずれかの方が自動車車検証(以下「車検証」といいます。)上の所有者または使用者である自動車(注)で、かつ、高速自動車国道法、または道路交通法上、高速道路または自動車専用道路の走行が可能な自動車

##### ①会員

##### ②会員の配偶者

##### ③会員の同居の親族

##### ④生計を共にする別居の未婚の子

(注)自動車には所有権留付割賦販売契約、およびリース業者から1年以上を期間とするリース契約の自動車を含み、その場合、車検証の使用者欄に①～④のいずれかの方が記載されていることが必要になります。

##### ④「1補償期間」

毎年10月1日の午前0時から翌年10月1日午前0時までの1年間の補償期間

##### ⑤「車両損傷」

補償対象自動車を受けた外的損傷で、視認できるもの

#### 第3条(見舞金を支払う場合)

当行は、1補償期間中に、補償対象者が運転または第2条①が同乗し、かつ第2条①のETCカードを正常に使用(挿入)した補償対象自動車が、ETCシステムを採用した有料道路の料金所において、別途道路事業者が定める「ETCシステム利用規程」に基づく正規の走行中にETCゲートバーに衝突し、補償対象自動車に車両損傷が生じた場合に会員に対して見舞金を支払います。

#### 第4条(見舞金を支払えない場合)

当行は、次の各号の事由による車両損傷に対しては、いかなる場合でも見舞金を支払いません。

##### ①補償対象者の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為による損傷

##### ②戦争その他の変乱による損傷

##### ③地震、噴火、風水災、その他の天災による損傷

##### ④核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆

発性その他の有害な特性の発生による損傷

##### ⑤上記③以外の放射線照射または放射能汚染による損傷

##### ⑥補償対象者がスピード違反、酒酔い運転等法令違反を行ったことから生じた損傷

##### ⑦補償対象者が補償対象自動車を譲渡した場合において、譲渡した後に発生した事故による損傷

##### ⑧損害の発生を覚知した日から30日以内に当行に通知していない場合

##### ⑨日本国外で発生した事故による損傷

##### ⑩1補償期間中の2回目以降の事故の場合

#### 第5条(見舞金請求の受付)

①補償対象者は第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、ただちに当行に通知しなければなりません。

②会員が当行に対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければなりません。

##### ①当行の定める見舞金請求書

##### ②車両損傷の状況を示す写真(登録番号が確認できる写真)

##### ③車両損傷を被った補償対象自動車の車検証コピー

##### ④その他当行が必要と認める書類

③会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、当行は見舞金を支払いません。

④会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、当行は見舞金を支払いません。

⑤第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、正当な理由がない限り、当行は見舞金を支払いません。

#### 第6条(見舞金請求の際の調査)

①当行は、会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の事実および状況を調査することができるものとします。

②補償対象者は、前項の調査に協力しなければなりません。

③補償対象者が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、当行は見舞金を支払いません。

#### 第7条(見舞金の額)

当行が会員に対して支払う見舞金の額は下表のとおりとします。

見舞金額(1事故)
5万円

#### 第8条(他の見舞金制度との関係)

本見舞金制度による見舞金の支払は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2019年4月1日公布

## VII. ICカード特約

#### 第1条(適用)

本特約はカードがICチップを搭載したカード(以下「ICカード」といいます。)である場合に、カード会員規約およびカード会員規約とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

#### 第2条(カードショッピングの利用の特例)

会員は、カード会員規約第23条①項の規定にかかわらず、当行が適当と認めた店舗においては、伝票等への署名の代わりに、カード会員規約第3条①項の暗証番号を所定の端末機等に入力する方法により商品購入またはサービスの提供などを受けられるものとします。なお、端末機等の故障の場合は、当行が別途適当と認める方法でICカードを利用していただくことを、あらかじめ承諾いただきます。

### 第3条(暗証番号)

- ① 会員は当行が適当と認めた場合、当行所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができるものとします。
- ② 会員は、ICカードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいICカードが届いた場合は、旧ICカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。
- ③ 会員はカード会員規約第3条⑤項の規定に従い、ICカード利用にあたり登録された暗証番号が使用されたことにより生じた損害について責任を負うものとします。ただし、当行は、カードショッピングの不正利用については、カード会員規約第6条③項各号のいずれかに該当する場合を除き、カード会員規約第6条に規定された範囲で損害を補填するものとします。

### 第4条(ICカードの管理)

会員はICカードの破壊、分解等をしてはならず、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。

### 第5条(期限の利益の喪失)

カード会員規約第11条③項および第12条①項に以下の項目を追加いたします。

● ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき

### 第6条(特約の改定)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。

## VIII. ご請求明細書の郵送に関する特約

### 第1条(適用)

本特約は、当行が発行したカード(以下「本カード」といいます。)の本人会員に適用されます。

### 第2条(発行手数料)

本カードの会員規約第8条⑦および⑧に基づき当行が本人会員に請求明細を郵送により提供した場合、本人会員は、以下のいずれかに該当する場合を除き、当行所定の手数料を、本カードの利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。

- ① キャッシング利用またはキャッシング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合
- ② 支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合
- ③ ①②のほか当行が特に認める場合

### 第3条(本特約の適用および変更)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。

## 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

### 第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

① 会員(申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)との各取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当行が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

① 各取引所定の申込書等に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、eメールアドレス、その他会員が申告した事項(会員からの問い合わせにより当行が知り得た情報を含む)およびその変更事項

② 各取引に関する申込日、契約の種類、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する事項

③ 各取引に関する支払い開始後の利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

④ 各取引に関する会員の返済または支払能力を調査するためまたは支払途上における返済または支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、会員が提出した源泉徴収票等収入証明書の内容および当行が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況

⑤ 官報や電話帳等一般に公開されている情報

⑥ 各取引に関する与信判断および与信後の管理のためあるいは本人確認のため、当行が必要と認めた場合は会員の住民票等を当行が取得し、利用することにより得た情報

⑦ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて、会員の運転免許証、パスポート等によって取引時確認を行った際に収集した情報

⑧ 「割賦販売法」等の法令に基づいて収集した会員の運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報

⑨ 与信判断のため取得する電話番号の有効性に関する情報

⑩ オンライン取引の場合において、会員が使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)

② 当行は、不正利用防止のため、これらの機器情報および①記載のeメールアドレス、電話番号および①記載の情報を不正検知サービス提供事業者に提供し、不正検知サービスによるその照会結果を取得します。

③ 当行が、各取引に関する与信業務の一部または全部、もしくは与信後の管理業務の一部または全部を、当行の委託先企業に委託する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、本条①項により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限り利用することがあります。委託先企業は以下のとおりです。

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地

テラスクエア

TEL 03-5281-2080

### 第2条(個人情報の利用)

会員は、当行が下記の目的のために第1条①項①②の個人情報を利用すること(会員の趣味・嗜好に適した商品・サービス提供のために当該個人情報を分析の上、利用する場合を含む)に同意します。

① 当行が、宣伝物、印刷物等により、クレジット事業に関わる、当行および、当行の関連会社、提携企業(当行の関連会社や加盟店の提携企業も含む)、加盟店等の以下の印刷物等のご案内をするため

① セールス(会員さまセールス等)、イベント(会員さま特別招待会等)

② 新商品、新規加盟店、各種サービス(ローン・保険・リース等)

③ 商品、関連するアフターサービス(保証保険等)

③通信販売

- ② 当行が、当行の事業に関する商品・金融商品・サービスのご案内をするため
- ③ 当行が、市場調査(アンケートのお願い等)および商品・金融商品・サービスの開発・研究をするため
- ④ 会員との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため第3条(個人信用情報機関への登録・利用)
- ① 会員(家族会員を除く)は、当行が当行の加盟する個人信用情報機関(個人の返済または支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、当行が与信取引上の判断(返済または支払能力ならびに転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法第39条、銀行法施行規則第13条6の6の法令等に基づく返済または支払能力に関する情報、ならびに㈱日本信用情報機構の情報については返済または支払能力の調査の目的に限る、以下同じ)のために利用することに同意します。
- ② 会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行の加盟する個人信用情報機関に下表の通り登録され、当行が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

[全国銀行個人信用情報センターの登録情報と登録期間]

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

[㈱シー・アイ・シーと㈱日本信用情報機構の個人情報の登録項目と登録期間]

項目	会社名	㈱シー・アイ・シー	㈱日本信用情報機構
①本契約に係る申込みをした事実		当行が当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

[㈱シー・アイ・シーと㈱日本信用情報機構の登録情報]

㈱シー・アイ・シー	㈱日本信用情報機構
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)および取引事実に関する情報(債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

- ③ 会員は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当行ではできません)。
- ④ 当行が加盟する個人信用情報機関は次の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当行ではできません)。

※下記の3機関は相互に提携しています。

1) 全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216  
東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館  
お問い合わせ先:03-3214-5020  
ホームページアドレス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>  
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記全国銀行協会ホームページをご覧ください。

2) 株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
〒160-8375  
東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
お問い合わせ先:0120-810-414  
ホームページアドレス: <https://www.cic.co.jp>  
※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

3) 株式会社日本信用情報機構  
〒105-0011  
東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館4階  
お問い合わせ先:0570-055-955  
ホームページアドレス: <https://www.jicc.co.jp>  
※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の提供・利用)

- ① 会員は、以下の提携会社等が下記①㊦㊧㊨の目的で利用する場合に、当行が第1条①項㊦㊧の個人情報を保護措置を講じた上で電磁的媒体物等の方法を用い提供し当該提供先が利用することに同意します。

- ㊦セールス、イベント(催事)のご案内
  - ㊧新商品、各種サービスのご案内
  - ㊨商品、関連するアフターサービスのご案内
- 通信販売のご案内

●ソフトバンク株式会社  
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  
TEL 0120-0088-82  
受付 平日10:00~17:00 通話料無料(土日祝、年末年始を除く) 自動音声ガイド24時間

●ソフトバンク(株)関連会社

●当行の子会社および関連会社

イオン保険サービス(株)、イオン少額短期保険(株)、イオン住宅ローンサービス(株)、他関連会社(なお、当該関連会社は、当行のホームページ[<https://www.aeonbank.co.jp>]で公表しております)

②本条①項の提供・利用期間は原則として申込日から本契約終了日後1年間とします。本契約期間中に本条①項の提供・利用先が新たに追加された場合は、通知または当行ホームページ等で公表するものとします。なお、上記の提携会社における個人情報の利用期間については、各社にお問い合わせください。

③イオンフィナンシャルサービス株式会社への第三者提供

会員は、当行が会員規約および保証委託約款に基づき会員の債務保証(以下「本債務保証」といいます。)を行うイオンフィナンシャルサービス株式会社(以下「イオンフィナンシャル」といいます。)との間で、本債務保証を含む与信取引の判断および与信後の管理、加盟する個人信用情報機関への提供のために、必要な範囲内で以下の各号に記載される会員の個人情報を相互に提供、利用することに同意します。

④本同意条項第1条①項④から⑥の情報

④当行における預金残高情報、借入金等の残高情報・返済状況等、会員の本契約も含む当行との取引に際して保有するに至った情報(過去のものを含む)

①当行がイオンフィナンシャルに対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

第5条(個人情報の共同利用)

当行は次の①②、③④および⑤⑥に定める共同して利用する者との間でお客さまの個人データを適切な保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。なお、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱をいたします。

①当行グループ会社との共同利用

④共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等の属性情報、商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等の取引情報、店番号、口座番号等の取引に必要な情報、預金等の各種金融商品の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先、ご職業に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、お客さまの情報通信端末に関する情報およびCookie等を利用して取得する情報(ウェブビコン、UID、その他の技術を含みます。)、公開情報その他のお客さまの属性に関する事項、与信判断の結果、資料その他の与信判断および与信管理に関する事項(ただし、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報を除きます。)

⑤共同して利用する者の範囲

以下の会社(以下、AFSグループ各社)と共同利用いたします。

(共同して利用する者)

株式会社イオン銀行

イオンフィナンシャルサービス株式会社、および同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社(ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。)なお、同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社は、以下のサイトに記載されております。

[https://www.aeonfinancial.co.jp/activity/governance/privacy/afsgroup\\_detail](https://www.aeonfinancial.co.jp/activity/governance/privacy/afsgroup_detail)

⑥利用する者の利用目的

- ・AFSグループ各社において経営上必要な各種リスクの把握及び管理のため
- ・AFSグループ各社からの各種商品やサービス等に関するご提案やご案内のため

- ・AFSグループ各社からお客さまに対する与信判断、与信後の管理および債権回収その他自己との取引上の判断のため
- ・AFSグループ各社における各種商品やサービス等の企画・開発のため

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の名称  
イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地  
テラススクエア

代表者の氏名はイオンフィナンシャルサービス株式会社のホームページにて公表しております。  
<https://www.aeonfinancial.co.jp/corp/about/>

②イオン各社との共同利用

④共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、店番号、お客さまの間の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、収入・支出に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他のお客さまの属性に関する事項

⑤共同して利用する者の範囲

下記の会社と共同利用いたします。

(共同して利用する者)

AFSグループ各社

イオン株式会社

イオンリテール株式会社

イオンマーケティング株式会社

その他のイオン株式会社のグループ主要企業(グループ主要企業は、当行のホームページ[<https://www.aeonbank.co.jp/company/about/outline/group/>]で公表しております。)

(ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。)

⑥利用する者の利用目的

①各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため

※例えば、会員に商品やサービス(AFSグループの商品やサービスのほか、第三者の商品やサービスの広告を含みます)をご案内(ダイレクトメール送付やメール配信等)するため、会員の氏名、住所、電子メールアドレス等の属性情報を利用します。また、会員の趣味・嗜好に適した商品・サービスを会員にご提案するため、会員が購入された商品・サービスの種類・金額・場所等の取引情報を利用します。

②各種商品やサービス等の企画・開発のため

③各種商品やサービス提案のためのお客さまのデータ分析のため

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の名称  
イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地  
テラススクエア

代表者の氏名はイオンフィナンシャルサービス株式会社のホームページにて公表しております。  
<https://www.aeonfinancial.co.jp/corp/about/>

⑥各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

⑥記載の会社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用(上記⑥の①)につきましては、下記のお問い合わせ窓口に対してお客さまからの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止致します。

(お問い合わせ先)

イオンフィナンシャルサービス株式会社

業務委託先 株式会社イオン銀行コールセンター

0120-13-1089 (受付時間) 9:00～18:00 年中無休

### ③ ポイントサービスにおける共同利用

#### ㊦ 共同利用する個人データの項目

- ① 氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレス、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開情報などお客さまの属性に関する情報、その他お客さまが申告された情報
- ② お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、ご契約日・会員番号・お取引金額・残高・期日など、お客さまとの個々のお取引の内容に関する情報

#### ㊧ 共同して利用する者の範囲

下記の会社と共同利用いたします。

(共同して利用する者)

イオン株式会社

イオンリテール株式会社

イオンマーケティング株式会社

イオンフィナンシャルサービス株式会社

#### ㊨ 共同利用する者の利用目的

- ① ポイントサービス、各種特典等のご提供のため
- ② 共同利用者による、共同利用者・提携会社及び加盟店の各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- ③ 各種商品やサービス等の企画・開発のため
- ④ 各種商品やサービス提案に際しての会員情報分析のため

#### ㊩ 当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオン株式会社

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

取締役 兼 代表執行役社長 吉田 昭夫

#### ㊪ 各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

㊦記載の会社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用(上記㊦の②)につきましては、下記のお問い合わせ窓口に対してお客さまからの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止致します。

(お問い合わせ先)

イオン株式会社 お客さまの個人情報に係る相談窓口

(お客さまサービス部)

電話番号:043-212-6184

お問い合わせフォーム:<https://www.2.aeon.info/cs/>

### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

① 会員は、当行および第3条で記載する個人信用情報機関ならびに第4条で記載する提携会社等に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

① 当行に開示を求める場合には、第9条記載の当行窓口へ連絡して下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また、開示請求手続きにつきましては、当行のホームページにもお知らせしております。

ホームページアドレス(<https://www.aeonbank.co.jp>)

㊦個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

① 当行の提携会社等に対して開示を求める場合には、第4条記載の当行の提携会社等に連絡して下さい。

② 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は当行が登録または提供した情報に限って、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第7条(本同意条項に不同意の場合)

当行は、会員が各取引の必要な記載事項(各取引の申込書・契約書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本

同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、各取引をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第4条に同意しない場合でも、これを理由に当行が各取引をお断りすることはありません。

### 第8条(利用・提供中止の申出)

本同意条項第2条および第4条による同意を得た範囲内で当行が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当行での利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内および同封物についてはこの限りではありません。

### 第9条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記までお願いします。

イオン銀行コールセンター

連絡先:0120-13-1089(9:00～18:00)

### 第10条(本契約が不成立の場合)

各取引が不成立の場合であっても各取引の申込みをした事実は、本同意条項第1条および第3条②項「(株)シー・アイ・シーと(株)日本信用情報機構の個人情報の登録項目と登録期間」①に基づき不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第11条(条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

## 保証委託約款

私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます。))との『クレジットカード契約』(以下「原契約」といいます。))に基づき生じる私が銀行に対し負担する一切の債務について、イオンフィナンシャルサービス株式会社(以下「イオンフィナンシャル」といいます。))に保証を委託します。

### 第1条(委託の範囲)

① 私がイオンフィナンシャルに保証を委託する債務の範囲は、カードショッピングの利用代金および手数料ならびにキャッシングサービスの借入金および利息、その他原契約に基づき私が銀行に対し負担する一切の債務(ただし、年会費、再発行手数料等の一部の債務は保証の対象とならないものとし、以下「原債務」といいます。))とし、原契約の内容が変更されたときは、私とイオンフィナンシャルとの保証委託契約(以下「本契約」といいます。))に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

② イオンフィナンシャルによる保証は、イオンフィナンシャルが原債務について保証することを承認した後、私と銀行との間で原契約が成立したときにその効力が生じるものとします。

③ 本契約に基づく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期間と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

### 第2条(債務の弁済)

私は、原契約の各条項を遵守し、各期日に約定返済金を相違なく支払い、イオンフィナンシャルには一切の負担をかけません。

### 第3条(中止・解約・終了)

① 原債務またはイオンフィナンシャルに対する債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、イオンフィナンシャルが債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでもイオンフィナンシャルはこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行から私に対するその旨の事前または事後の通知をもってイオンフィナンシャルの通知に代えるものとします。

② 本条①項によりイオンフィナンシャルから保証が中止または解約されたときは、私は、直ちに原債務の弁済およびその他必要な手続をとり、イオンフィナンシャルには一切の負担をかけません。

③ 原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了するものとします。また、本契約が終了した場合には、原契約は当然に終了するものとします。この場合、私は、イオンフィナンシャルが保証委託契約証書を私宛に返却しない取り扱いはしたとしても異存ありません。

### 第4条(代位弁済)

① 私は、私が銀行に対する原債務の履行を遅滞した場合、または原債務の期限の利益を喪失した場合に、銀行が直ちにイオンフィナンシャルに保証履行を請求し、イオンフィナンシャルが私に対して通知、催告なく当該請求に応じ保証債務を履行しても異議ありません。

② イオンフィナンシャルが銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利がイオンフィナンシャルに承継されることに異議ありません。

③ 本条②項によりイオンフィナンシャルが承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

### 第5条(求償権)

前条によりイオンフィナンシャルが銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちにイオンフィナンシャルに支払います。

④ 前条によりイオンフィナンシャルが代位弁済した全額

⑤ 上記④の金額に対するイオンフィナンシャルが代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで年365日(うるう年は366日)の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%とします。

⑥ イオンフィナンシャルが私に対し、上記④⑤の金額を請求する

ために要した費用の総額

### 第6条(求償権の事前行使)

① 私が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、第4条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

① 被保証債務の弁済期が到来したとき、または期限の利益を失ったとき

② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続き開始の申立、民事再生手続き開始の申立があったとき

③ 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

④ 原契約または本契約の条項に違反したとき

⑤ イオンフィナンシャルに対する債務の一つでも履行を怠ったとき

⑥ その他債権保全のためイオンフィナンシャルが必要と認めるとき

② イオンフィナンシャルが本条①項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

### 第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、イオンフィナンシャルに対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、イオンフィナンシャルが適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私についてイオンフィナンシャルに対する複数の債務があるときも同様とします。

### 第8条(通知義務等)

① 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等についてイオンフィナンシャルから求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。

② 本条①項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちにイオンフィナンシャルに通知し、指示に従います。

③ 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、直ちにイオンフィナンシャルに届け出ます。

④ 本条③項の通知を怠ったため、イオンフィナンシャルからの通知または送付書類が延着または不到着となったときは、通常到達すべきときに到着したものとみなします。ただし、変更の通知を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

⑤ 債権保全等の理由でイオンフィナンシャルまたはイオンフィナンシャルが委託する者が必要と認められた場合、イオンフィナンシャルまたはイオンフィナンシャルが委託する者が、私の住民票を取得することがあることを承認します。

### 第9条(担保)

私は、イオンフィナンシャルから担保または連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じることに異議ありません。

### 第10条(公正証書の作成)

私は、イオンフィナンシャルの請求があるときは、直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

### 第11条(費用の負担)

私は、イオンフィナンシャルが債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。なお、以上の費用の支払いはイオンフィナンシャルの所定の方法に従います。

### 第12条(債権の譲渡)

私は、イオンフィナンシャルが私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供することをあらかじめ承諾します。なお、当該第三者が権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されることに異存ありません。

### 第13条(合意管轄裁判所)

私は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私の住所地、購入地またはイオンフィナンシャルの本社、各事業

所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第14条(約款の変更)

①イオンフィナンシャルは、次のいずれかに該当する場合には、本条2)項に定める方法により、約款を変更することができます。

イ)変更の内容が一般の利益に適合するとき。

ロ)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

②本条1)項に基づく変更に当たっては、イオンフィナンシャルは、効力発生日を定めた上で、約款を変更する旨、変更後の内容および効力発生日をホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。

③イオンフィナンシャルは、本条1)項および2)項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページにおいて公表する方法(必要がある時にはその他適切な方法を含みます。)により周知した上で、約款の変更手続を行うことができます。この場合には、私は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって約款が変更されます。

## Web明細(環境宣言)利用特約

### 第1条(本サービスの内容)

「Web明細(環境宣言)」(以下「本サービス」といいます。)は、株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)が発行したクレジットカード(一部のカードを除きます。)保有者(以下「本人会員」といいます。)に対し、カード利用にかかる請求明細(割賦販売法に基づき交付される書面に限るものとし、以下「請求明細」といいます。)が郵送により提供される場合(支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合)に、当該請求明細を本利用特約で定める電磁的方法により提供するサービスをいいます。

### 第2条(本サービスの利用)

①本サービスの利用を希望する本人会員は、本利用特約を承認したうえで、当行所定の方法により本サービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した場合に、本人会員は本サービスを利用することができるものとします。

②当行は、利用登録が完了した場合、速やかに本人会員が届け出た電子メールアドレスまたは携帯電話番号等(以下これらを総称して「電子メールアドレス等」といいます。)に宛てて、その旨を通知する電子メール、ショートメッセージサービスまたはその他電磁的方法によるメッセージ(以下これらを総称して「電子メール等」といいます。)を配信します。

③本サービスの提供は、本人会員がパソコン等によってインターネットに接続することができ、かつ当行からの電子メール等を受信できる環境を整えていることを前提とします。

### 第3条(電磁的方法)

①当行は、電磁的方法による請求明細の提供として、当行所定の日までに当行所定のサーバー内に本人会員の請求明細のデータを記録し、本人会員が当行所定のWebサイトを通じて当該サーバーにアクセスする方法で閲覧できるようにします。

②本人会員は、前項の請求明細を、当行所定の方法により、本人会員の使用にかかるパソコン等に記録するものとします。

### 第4条(ファイルへの記録方式)

当行は、ポータブル・ドキュメント・フォーマット(PDF)のファイル記録の方式で請求明細を本人会員に提供します。

### 第5条(請求明細の通知方法)

①当行は、原則として毎月17日以降に本人会員が届け出た電子メールアドレス等に宛てて、請求明細を当行所定のサーバーに記

録した旨を通知する電子メール等を配信します。会員は、当該電子メール等を受領後ただちに、当該電子メール等にて指定されたWebサイトから請求明細を閲覧し、その内容を確認するとともに本人会員の使用にかかるパソコン等に記録するものとします。また本人会員は、システムメンテナンスによる本サービスの停止・その他の事情により請求明細の確認ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

②本人会員が本サービスを利用する期間中は、当行は原則として本人会員への請求明細の郵送を停止します。

### 第6条(電子メールアドレス等)

①本人会員は、当行に届け出た電子メールアドレス等の変更を行った場合には、遅滞なく当行所定のホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。

②本人会員は、当行から本人会員に宛てた電子メール等が不着であるとの通知を当行から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレス等の確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。

第7条(本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容)  
本サービスの利用に関わるWeb閲覧用ソフトウェア(ブラウザ)等のサービス利用環境は、当行所定のホームページにて指定するものとします。

### 第8条(本利用特約の適用および変更)

本利用特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。

### 第9条(本サービスの利用の中止等)

①本人会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当行所定の方法により手続きを行うものとし、中止手続きが完了した場合、当行は速やかに本人会員が届け出た電子メールアドレス等に宛てて、その旨を通知する電子メール等を配信します。中止後は、当行は当該本人会員へ請求明細を郵送します。

②本人会員は、当行所定のサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、速やかに本サービスの利用を中止するものとします。

③本人会員がカードを脱会した場合、その他理由の如何に関わらず会員資格を喪失した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。

④前2項に規定する他、以下のいずれかの事由に該当したときは、当行は当該本人会員に通知することなく本サービスの提供を中止することができるものとします。

①当行が本人会員に宛てて配信した電子メール等が不着となったとき

②その他、当行が請求明細の郵送が必要と判断したとき

### 附 則

本利用特約は、イオンフィナンシャルサービス株式会社が発行する請求明細を、郵送による方法に代えて本利用特約で定める方法により通知するサービスにも適用します。

# 個人情報の取扱いに関する同意書

## (保証委託先 イオンフィナンシャルサービス株式会社御中)

### 第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

①私(申込者を含みます。以下同じとします。)は、イオンフィナンシャルサービス株式会社(以下「イオンフィナンシャル」といいます。)との各取引(保証委託約款に基づく保証委託契約(以下「本契約」といいます。))の申込みおよび締結を含みます。)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)をイオンフィナンシャルが保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①私が申込書等に記載した私の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、eメールアドレス、その他私が申告した事項(私からの問い合わせによりイオンフィナンシャルが知り得た情報およびその変更事項)

②本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する事項

③本契約に関する支払い開始後の利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

④本契約に関する私の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における返済または支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、私が提出した源泉徴収票等収入証明書の内容および株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます。)が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況

⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報

⑥本契約に関する与信判断および与信後の管理のためあるいは本人確認のため、イオンフィナンシャルが必要と認めた場合は私の住民票等をイオンフィナンシャルが取得し、利用することにより得た情報

⑦私の運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報

⑧イオンフィナンシャルが、各取引に関する与信業務の一部もしくは全部、または与信後の管理業務の一部または全部を、イオンフィナンシャルの委託先企業に委託する場合に、イオンフィナンシャルが個人情報の保護措置を講じた上で、本条①項により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。与信後の管理業務のうち、債権管理業務の一部についての委託先企業は以下の通りです。

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟16階

TEL 043-332-2200

### 第2条(個人情報の銀行への第三者提供)

①私は、与信判断および与信後の管理(イオンフィナンシャルの保証審査結果の確認、イオンフィナンシャルとの取引状況の確認、代位弁済の完了の確認、原契約に基づく取引および他の与信取引等の継続的な取引に関する判断およびそれらの管理)のために本契約にかかる情報を含む本条②項に記載する情報が、イオンフィナンシャルより銀行に提供されることに同意します。

### ②提供される情報

①氏名、住所、連絡先、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、契約書等に記載の全ての情報

②イオンフィナンシャルにおける保証審査の結果に関する情報

③保証番号や保証料金額等、イオンフィナンシャルにおける取引に関する情報

④イオンフィナンシャルにおける保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報

⑤銀行がイオンフィナンシャルに代位弁済を請求する場合、代位

弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報  
第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

①私は、イオンフィナンシャルがイオンフィナンシャルの加盟する個人信用情報機関(個人の返済能力または支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報・電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、イオンフィナンシャルが返済能力の目的に利用することに同意します。ただし、イオンフィナンシャルは、返済能力に関する情報については返済能力の調査以外の目的には利用しません。

②私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、イオンフィナンシャルの加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、イオンフィナンシャルが加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の返済または支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

[㈱シー・アイ・シーと㈱日本信用情報機構の個人情報の登録項目と登録期間]

項目	会社名	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
①本契約に係る申込みをした事実		イオンフィナンシャルが当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

[㈱シー・アイ・シーと㈱日本信用情報機構の個人情報の登録情報]

(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。

③イオンフィナンシャルは、私に係る本契約に関して取得した第1条①項④に記載された本籍地を除く本人識別情報(以下「本人確認情報」といいます。)を、加盟先機関に提供します。加盟先機関は、当該本人確認情報を、登録されている個人情報に係る本人の同一性確認の目的に利用します。

④イオンフィナンシャルが加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、イオンフィナンシャルが本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合、別途、私に対して書面により通知し、同意を得るものとします。

1)株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)  
〒160-8375  
東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先:0120-810-414

ホームページアドレス:<https://www.cic.co.jp>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

## 2)株式会社日本信用情報機構

〒105-0011

東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館4階

お問い合わせ先:0570-055-955

ホームページアドレス:<https://www.jicc.co.jp>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

⑤イオンフィナンシャルが加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

(主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)

〒100-8216

東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館

お問い合わせ先:03-3214-5020

ホームページアドレス:<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

## 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

①私は、イオンフィナンシャルおよび前条で記載する個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

④イオンフィナンシャルに開示を求める場合には、第6条記載のイオンフィナンシャル窓口へ連絡して下さい。開示請求手続き(窓口受付、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また、開示請求手続きにつきましては、イオンフィナンシャルのホームページにてもお知らせしております。ホームページアドレス(<https://www.aeon.co.jp>)

⑤個人信用情報機関に開示を求める場合には、前条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

②万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、イオンフィナンシャルはイオンフィナンシャルが登録した情報に限って、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第5条(本同意条項に不同意の場合)

私は、私が本契約の申込または締結に必要な記載事項(本申込書・契約書表面で私が記載すべき事項)の記載を希望しない場合または本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、イオンフィナンシャルが本契約の締結を断る場合があることに同意します。

## 第6条(個人情報の取扱に関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてなど個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、イオンフィナンシャルお客さまサービス推進部までお願いします。

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3

イオンフィナンシャルサービス株式会社

担当部署:お客さまサービス推進部

【お問い合わせ】

イオンカードコールセンター(受付時間 9:00~18:00 年中無休)

☎ 0570-071-090(ナビダイヤル:有料)

または043-296-6200(有料)

## 第7条(本契約が不成立の場合)

私は、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みをした事実が、不成立の理由の如可を問わず、第1条・第2条①項および第3条②項①に基づき、一定期間利用されることに同意します。

## 第8条(条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

# ソフトバンクテレコムカード会員特約

## 第1条(名称)

本カードは、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます)と株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」といいます)が提携して所定の方法で発行するものでカード名称は「テレコムカード」と称します。

## 第2条(会員資格)

申込人は、イオン銀行が定めるソフトバンクテレコムカード会員規約および本特約の内容を承認のうえ、ソフトバンクを通じてソフトバンクおよびイオン銀行(以下一括して「両社」といいます)に入会の申し込みをした方で、両社が適格と認めた方を会員(以下「会員」といいます)とします。

## 第3条(サービスの利用)

- 1.会員は、ソフトバンクが提供するサービスを受ける場合、ソフトバンク所定の方法でソフトバンクより提供を受けるものとし、イオン銀行はこれらのサービスの提供に関して会員とソフトバンクの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。
- 2.会員は、イオン銀行が提供するサービスを受ける場合、イオン銀行所定の方法でイオン銀行より提供を受けるものとし、ソフトバンクはこれらのサービスの提供に関して会員とイオン銀行の間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

## 第4条(会員資格の喪失)

- 1.会員がイオン銀行からカード会員資格を取り消されたときは、本特約による会員資格を喪失するものとします。ただし、このことによりソフトバンクが提供する電話サービスの利用資格を喪失するものではありません。
- 2.会員がソフトバンクからカード会員資格を取り消されたときは、本特約による会員資格を喪失するものとします。

## 第5条(会員プライバシーの保護)

両社は、業務上知り得た会員の情報を他に漏らすことのないよう、会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。ただし、会員はソフトバンクとイオン銀行間において会員に関する属性・信用および購買状況の照会ならびに情報の提供または交換がなされることを承認します。